

27 違反に対する調査・措置

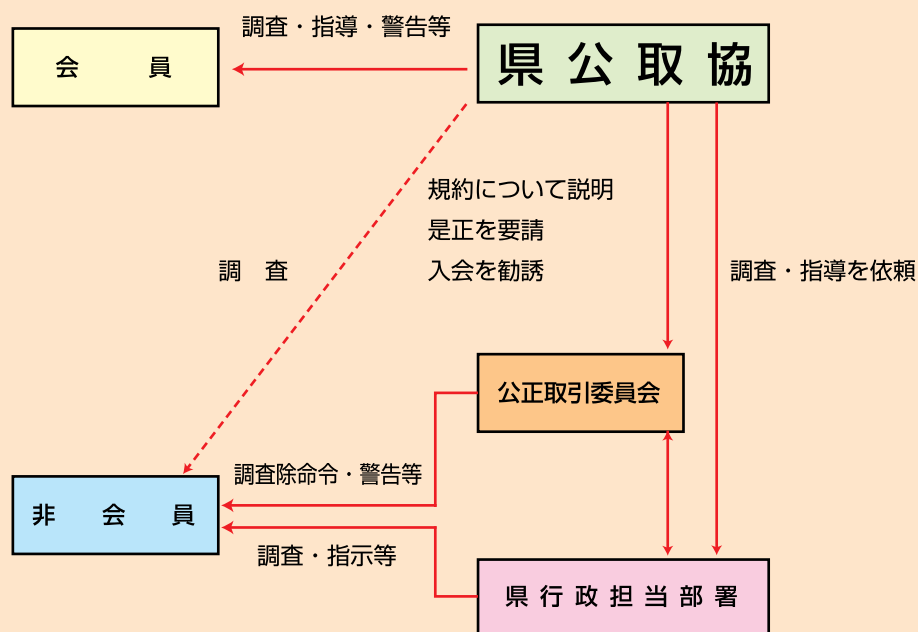
規約違反や不当表示があった場合、原則として、食肉公取協会員に対しては、各都道府県の食肉公取協が、それ以外の非会員には、公正取引委員会あるいは各県行政が調査・措置する。

各都道府県の知事は、その地方行政機構の中でしかるべき部署にその措置をさせることになるが、その部署は各都道府県によって異なる。

[各都道府県の担当部署は172ページ参照]

景品表示法第7条（都道府県知事の指示）

都道府県知事は、第3条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第4条第1項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。



○食肉公取協会員（のうち、主に小売販売業者）に対する措置

各都道府県食肉公正取引協議会では、適正表示指導員が、受持地域を決めて、定期的に表示の検査をし、公正競争規約の遵守について指導している。

規約に対する違反は、こうした適正表示指導員による調査や公取協が行う調査の他に、一般消費者からの通報や関係官公庁からの連絡によって判明する。

これに対して公取協がする措置には、次のようなものがある。

①呼び出し

規定に違反する事実があると思われる時は、公取協は、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。

②会員の協力義務

このような違反事実に対する調査権が公取協にはあり、この規約に参加している販売業者は、公取協の調査に協力する義務がある。

調査に協力しない者には、公取協は調査に協力すべき旨を文書をもって警告する。

それでも協力してもらえない時、公取協は**ステッカーの貼付を差し止め、5万円以下の違約金を課したり、除名処分**をすることができる。

61ページから63ページの**赤文字**部分の措置については、公正取引協議会は、採るべき措置の案（決定案）を当該販売業者に送付する。販売業者は異議のある場合は、決定案の送付を受けた日から10日以内に異議の申立てをすることができる。その場合、公正取引協議会は販売業者に追加の主張及び立証の機会を与え、審理を行い、しかるべき後措置の決定をする。（異議の申立てがなかった場合には、その決定案で決定）

③警告

調査の結果、違反行為があると認めるときは、その者に対して、次のような警告を文書をもって発する。

- その違反行為を排除すること
- 同じ違反行為や類似の違反行為を再び行ってはならない
- その他これらに関連する事項を実行すること

④ステッカーの回収

違反者に対して、公取協は**ステッカーを回収**することができる。

⑤ステッカーの再交付拒否

その場合、6カ月を超えない範囲で、ステッカーを再交付しないことができる。

⑥違約金を課す

上の警告に従わない場合、公取協は違反者に対し、**50万円以下の違約金**を課すことができる。

⑦除名処分

その場合、公取協は該当者を**除名処分**にすることができる。

公正競争規約は業界が自ら設定した自主協定であるので、規約違反に対しては、以上のように、まず公取協が違反行為の排除その他必要適切な措置を講じるが、どうしても公取協の措置に従わない違反者に対しては、公正取引委員会に必要な措置を講ずるように求めることになる。

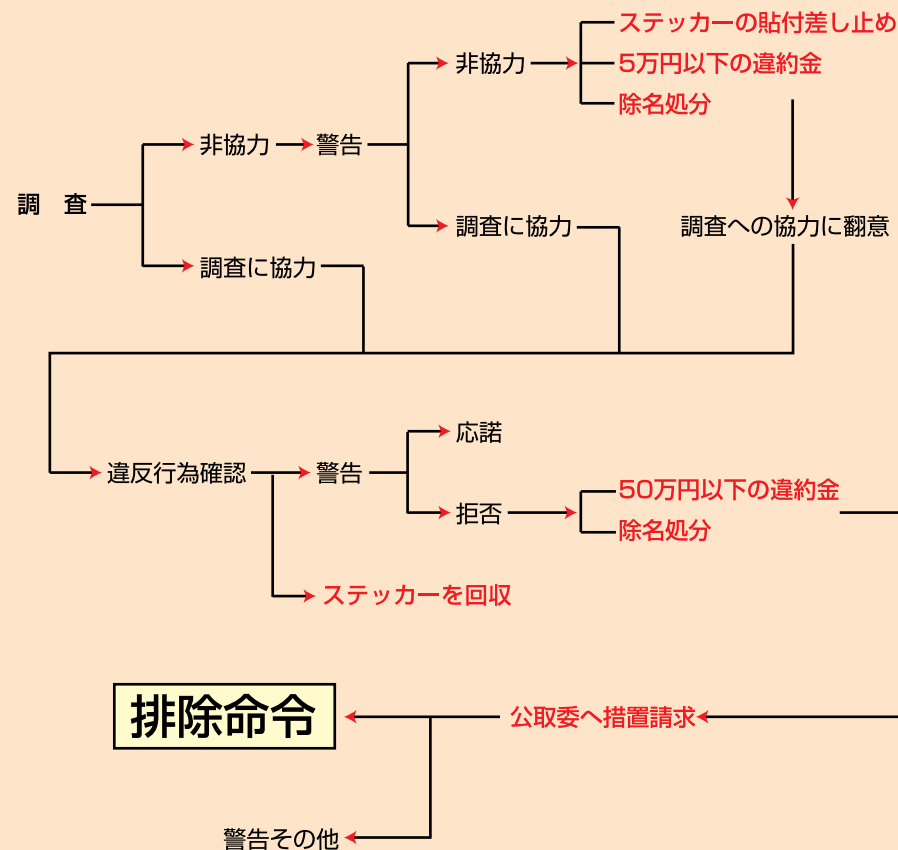
⑧公正取引委員会に対する措置請求

公正取引委員会に必要な措置を講ずよう求めるとは、景品表示法の規定に基づく排除命令の発動を求めることである。排除命令では、

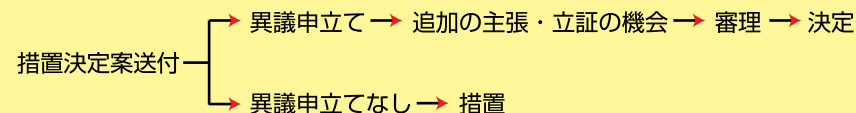
- a) 違反行為をやめること
- b) 将来違反行為を繰り返さないこと
- c) 新聞、チラシ、ポスターなどに、違反行為を行っていた旨を広告すること等が命ぜられる。

排除命令に従わない場合、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。

●違反に対する調査・措置の流れ



上記で**赤字のもの**は、次のような流れとなる。



→ 景品表示法第6条 ▶ (138ページ)、第9条 ▶ (139ページ)

→ 食肉公正競争規約第14条 ▶ (94ページ)、第15条、第16条 ▶ (96ページ)